

短期入所サービスの利用について

短期入所生活介護及び短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもためのものです。

居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。（居宅介護支援基準省令第13条第20号）

しかし、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向により、認定有効期間の半数を超えて、短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを利用することができることとなっています。

つきましては、短期入所サービスの利用を認定有効期間のおおむね半数を超えて計画に位置付ける場合には、事前に「短期入所サービスの利用日数が認定有効期間のおおむね半数を超える利用に関する理由書」の提出が必要です。

利用の対象者

- i) 利用者が認知症であり、同居している家族等の介護が困難な場合、若しくは独居で在宅生活が困難であると判断される場合。
- ii) 同居している家族等が高齢、疾病であること等を理由として十分な介護を受けることができない者。
- iii) その他やむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることが出来ないと保険者が認める場合。

留意点

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所サービスを位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境などの適切な評価（アセスメント）を行っていること。
- 短期入所サービスの利用については、認定有効期間のおおむね半数を超える場合であってもその利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最低限にとどめること。
- 短期入所サービスの利用が認定有効期間のおおむね半数を超える場合にあっては、特別養護老人ホーム等への入所待機状態にあるか。また、本理由による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと考えられるが、特定の施設のみでなく、複数の施設に入所予約をするなど、短期入所のおおむね半数を超えての利用の早期解消に努めていること。

※ 指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置づける居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者にとってこれからの居宅サービスが在宅生活の維持につながるように十分に留意しなければならないことになっています。

このため、計画の作成に当たっては、その利用の妥当性について、介護支援専門員が自らの責任において適宜判断をした上で、位置付けを行うこと。

「短期入所利用日数が認定有効期間のおおむね半数を超える利用に関する理由書」 の提出について

理由書の提出時期

認定有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる月の前月末までに提出すること。

※次期有効期間において、同様におおむね半数を超えることになった場合は、再度提出が必要。

添付書類

- ・アセスメント表
- ・居宅サービス計画書 第1表～第7表（※6・7表は半数を超える計画月分）
- ・モニタリングに関する記録

対象者の確認及び利用可否

- ・保険者は、対象者の利用確認を行い、利用可否の決定後、理由書の写し等で事業所へ通知する。